

動物愛護法2019年改正と実務上の課題

現在ペットと暮らしている会員、また過去にペットと暮らしたことがある会員は少なくないと思われる。依然として続くペットブームのなかで、動物愛護に対する関心は社会全体で高まっているものの、一方では動物虐待が様々な形で行われているという現実がある。

そのようななか、本年6月に、野生動物以外の動物の取扱いを規制する、いわゆる「動物愛護法」が、近年の問題点に対応するべく、大規模に改正された。

今回の特集では、当会の公害・環境特別委員会動物部会の部会員に、「動物愛護法」の全体像とともに2019年の改正について、解説をしていただいた。また、弁護士業務の中で「動物愛護法」がどのような問題に関わってくるのか、さらに問題解決において必要な視点等についても、今後の課題とともに紹介をしていただいた。

多くの会員にとっては、実務上馴染みの少ない分野ではあると思われるが、日常生活において動物との関わりが少なくない現代において、一度は「動物愛護法」の全体像を把握しておく必要があると思われる。ぜひ、その機会として本特集を役立てていただきたい。

(LIBRA 編集会議 西川 達也)

CONTENTS

第1 動物愛護法	
1 動愛法を取り巻く状況	2頁
2 動愛法概要	3頁
3 動愛法2019年改正	5頁
第2 実務との関係	
1 弁護士業務との関係	7頁
(1) 多頭飼育崩壊	
(2) 遺棄と所有権	
(3) ペットショップ	
(4) 動物愛護団体	
(5) 虐待動画	
(6) ペット信託	
(7) その他	
2 今後の課題	10頁
(1) 産業動物	
(2) 実験動物	
(3) 展示動物	
(4) 保護法益	

第1 動物愛護法



公害・環境特別委員会 動物部会 部会員 檜木 圭祐 (67期)

1 動愛法を取り巻く状況

動物に関する法律というと、狂犬病予防法や鳥獣保護法等と並び動物愛護法（「動物の愛護及び管理に関する法律」、以下「動愛法」という）が思い浮

かぶものと思われるが、本稿ではもっぱら動愛法について論ずる。動愛法は、動物愛護に対する社会的関心ないし動物虐待に対する非難の高まりを受け、本年6月、従来からの懸念事項に関する大規模な改正・公布がなされ、各改正点について、順次施行さ

れるのを待っている状況である。

以下、動愛法の概要及びペットに関する規定の内容を概観した上で、2019年の主たる改正点について述べる。

なお、動愛法に関する政省令等として、動愛法施行令（政令）、動愛法施行規則（省令）の他、動物取扱業者の遵守すべき基準を示した「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」（環境省告示）等の各告示類等がある。

2 動愛法概要

(1) 動愛法の目的

動愛法は、他の多くの法律と同様、第1条にその目的規定を置いている。

法1条（以下、特に指定がない場合には、動愛法を指すものとする）の内容は、以下のとおりである。まず、①動物の愛護に関する事項を定めることを手段として、「国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資する」こと、②動物の管理に関する事項を定めることを手段として、「動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止」すること、これらによって、③「人と動物の共生する社会の実現を図ること」を最終的な目的と定めている。

(2) 動愛法の対象動物

ア 対象動物の区分

動愛法の対象となる動物については法律上明記されていないが、第1条の目的規定からは、人とのかわり合いがある動物を想定していると読み取ることができる。したがって、対象動物としては、純粋

な野生状態にある動物以外の飼養動物、すなわち人に飼養されている動物であり、講学上、以下の四つの区分に分類することができる。

① 家庭動物

愛玩動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養・保管されている動物等

② 展示動物

動物園動物、触れ合い動物、販売動物、撮影動物等

③ 実験動物

実験等の利用に供するため、施設で飼養・保管している哺乳類・鳥類に属する動物等

④ 産業動物

産業等の利用に供するため、施設で飼養・保管している哺乳類・鳥類に属する動物等（畜産動物を含む）

イ 条文の適用

動愛法は、対象となる動物の利用目的によって適用範囲が異なり、条文によって適用される動物とそうでない動物とが混在するという複雑な規定となっている。例えば、家庭動物と展示動物には終生飼養の努力義務が課されているが、産業動物や実験動物については食肉や実験等の目的を達成することが優先されているため終生飼養は想定されておらず、苦痛の軽減に主眼が置かれている。

(3) 動愛法の基本原則と5つの自由

ア 5つの自由

「5つの自由（Five Freedoms）」は、動物の福祉を確保するための基本的な考えとして提唱されたものである。（具体的には15頁にて詳述する。）

イ 動愛法の基本原則

動愛法は、2条において5つの自由のうち「恐怖

や不安からの自由」を除く4つの自由の趣旨が明記されていると考えられている。

(4) 動愛法上の規制

ア 動物取扱業者に対する規制

現在の動愛法は、動物取扱業者に対する規制を中心として構成されている。

(ア) 動物取扱業者とは

動物取扱業者には、第一種動物取扱業者と、第二種動物取扱業者がある。

- ① 第一種動物取扱業者は、動物の販売、保管、貸出し、展示、競りあわせ、譲受飼養を営利目的で業として行う者をいう（法10条、施行令1条）。販売目的の繁殖業者（ブリーダー）、ペットショップやペットホテルといった営利性を持つものは、第一種動物取扱業者に該当する。

第一種動物取扱業者は、動物の適正な取扱いを確保するための基準を満たした上で、都道府県知事等の登録を受けなければならない（登録制）。

第一種動物取扱業者が動愛法や同法施行規則の定める基準に適合しなくなった場合等について、都道府県知事はその登録の取消し、業務停止等を命じることができるが（法19条）、処分は必要的なものではなく、任意のものとなっている。そのため、都道府県知事等が適切に対応する姿勢を取るかどうか運用がゆだねられている。

- ② 第一種動物取扱業者のうち、犬又は猫その他環境省令で定める動物の販売や販売のための繁殖を行う者を「犬猫等販売業者」（法10条3項）といい、第一種動物取扱業者に

課せられる義務の他、特別の規制を受ける。

- ③ 第二種動物取扱業者は、動物の譲渡・保管・貸出し・訓練・展示を、非営利で、業として行うものをいう（法24条の2）。動物の保護や譲渡活動を行う動物愛護団体がこれに含まれる。飼養施設を設置していること、取り扱う動物が一定数以上である場合には都道府県知事等に届出をしなければならない（届出制）。

(イ) 第一種動物取扱業者に関する一般的な規制

- ① 基準遵守義務（法21条）
- ② 動物取扱責任者の選任（法22条）
- ③ 感染性の疾病の予防（法21条の2）
- ④ 動物を取り扱うことが困難になった場合の譲渡し等（法21条の3）及び終生飼養の確保（法22条の4）
- ⑤ 犬猫等健康安全計画の策定（法10条3項2号）
- ⑥ 犬猫等の個体に関する帳簿の備付け（法22条の6）

（⑤⑥は犬猫等販売業者のみに対する規制）

(ウ) 第一種動物取扱業者に関する流通前、流通段階での規制

- ① 繁殖の規制（動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（環境省告示）5条3項）
- ② 週齢規制（法22条の5）
- ③ 販売に際しての情報提供（法21条の4）

(エ) 第二種動物取扱業者の規制

第一種動物取扱業者が登録制であるのに対して、第二種動物取扱業者は届出制となっている。

第二種動物取扱業者には、適正飼養の責務が課されている（法24条の4・21条1項、施行規則10条の9）。

イ 一般の飼い主等に対する規制

動愛法は一般の飼い主等に対しても規制をしている。

- ① 動物を適切に管理する責務（法7条1項）
- ② 他人への危害や近隣への迷惑の回避の義務（法7条1項）
- ③ 感染症の知識、予防の義務（法7条2項）
- ④ 逃走防止、迷子防止のために飼い主の明示のための措置（法7条3項、6項）
- ⑤ 終生飼養の義務（法7条4項）
- ⑥ 繁殖制限の措置（法7条5項）

ウ 引取り拒否について

動愛法は、犬猫等販売業者に対しては法22条の4で、飼い主等に対しては法7条4項で、それぞれ終生飼養義務を課している。

終生飼養義務が定められたことにより、都道府県等の動物愛護センターに持ち込まれた犬猫の引取り義務があったものが、一定の場合には引取りを拒否できるようになった（法35条1項）。

エ 罰則

主な罰則は以下のとおりである。

（ア）動物殺傷罪（法44条1項）

愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処せられる。なお、「愛護動物」については、同条4項1号で、「牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる」、同2号で、「前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの」と定義されている。

（イ）動物虐待罪（法44条2項）

愛護動物に対して、みだりに給餌若しくは給水をやめ、酷使するなどの虐待を行った場合には、100万円以下の罰金に処せられる。

（ウ）遺棄（法44条3項）

愛護動物を遺棄した場合、100万円以下の罰金に処せられる。

（エ）特定動物の飼養又は保管に関する規制違反（法45条）

特定動物に関して、許可を受けずに飼養・保管した場合、不正の手段によって特定動物の飼養・保管の許可を得た場合などには、6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。「特定動物」とは、「人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物」とされている（法26条1項）。

3 動愛法2019年改正

（1）改正の経緯

動愛法は5年ごとに見直しをすることとされているところ、近年の動物の殺傷、虐待への対処、ペット流通や不適切な動物取扱業者に関する諸問題、動物殺処分等の根本的な問題に対応するため、2019年6月に大規模な改正が行われた。

（2）改正点

以下、主な改正点について述べる。

ア 動物殺傷罪の厳罰化（改正44条1項）

現行法は、愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処すると定めるが、改正法では、「5年以下の懲役又は500万円以下の罰金」へと引き上げられた。

これは、動物虐待が後を絶たないこと、近年では特にインターネットを介して動物虐待動画等を配信するなどの行為が後を絶たず動物虐待に対する厳格な対処が必要とされていたこと等が背景にあると考

えられる。法定刑が5年となることで、初犯でも執行猶予とならない場合が想定され、実務的にも大きな意味を持つ改正である。また、2012年に続いたの連続で、しかも倍以上もの法定刑の引上げとなった点からも、動物虐待の防止に対する強い姿勢が見て取れる。なお、動物虐待罪についても現行法の100万円以下の罰金から1年以下の懲役又は100万円以下の罰金へと厳罰化が図られた。

イ 第一種動物取扱業者（犬猫等販売業者）に対する規制強化（新21条2項、3項）

- ① 環境省令で定める遵守基準について、遵守基準（飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等）をできる限り具体化したものでなければならないとする改正がされた。

現行法では、遵守基準については、施行規則、動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目で定められていたが、具体的な数値基準等はなく、抽象的な基準にとどまっていた。そのため、不適切な飼養管理をしている第一種動物取扱業者に対しても行政の対応は鈍いところであったが、具体的な数値化にまで至れば、違法性を認定しやすくなり、処分さらには罰則の適用についても適切かつ迅速に行われることが期待される。

- ② 週齢規制についての経過措置の撤廃（法22条の5）

現行法上、幼齢の犬猫の販売、販売するための引渡しや展示について、経過措置である出生後49日の定めを撤廃し、法22条の5が定める56日とする改正がされた。ただし、天然記念物に該当する日本犬（柴犬、秋田犬等）については、従前のとおり49日とするとして、改正前の状態が維持されている。

ウ 犬猫の繁殖制限の義務化（改正37条）

主に一般の飼い主に対する犬猫の繁殖制限について、現行法上は努力義務とされていたところ義務とされた。これは、いわゆるアニマルホルダーと呼ばれる、多頭を飼養する能力がない者が無秩序に繁殖を繰り返し、動物を劣悪な環境に置くことのほか、周囲の生活環境の保全上も重大な悪影響を及ぼすことが社会問題化しており、これに厳正に対処する必要があることからの改正である。

また、無秩序な繁殖がひいては動物愛護センターへ持ち込まれる動物を生み出しているといえ、殺処分問題への対処にもなりうると考えられる。

エ マイクロチップ装着の義務化（新39条の2～）

犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付け、それ以外の者に対しては努力義務を課す規定が新設された。これにより、動物の迷子等の際の便宜、居所不明の犬猫の所有者の搜索、犬猫の遺棄の防止等に効果を発揮することが期待される。

(3) 今後の課題

主たる改正の内容は以上の通りである。今回の改正は動物殺傷罪の厳罰化など、動物を取り巻く環境を大きく改善する可能性を有するものであるといえる。一方、今回の改正の細則については、環境省令以下の規範にゆだねられた点も多い。改正を実のものとするためにも、改正の趣旨に沿った省令等の定めが必要である。また、動物の所有権とこれに対する制限など、根本的な問題についてはいまだ解決されていない。

動愛法の掲げる動物と共生する社会の実現のために、今後も継続的に議論を深めていくことが必要不可欠である。

第2

実務との関係



公害・環境特別委員会 動物部会 部会長 島 昭宏 (63期)
 部会員 山崎 真一郎 (63期)
 部会員 片口 浩子 (65期)
 部会員 吉田 理人 (63期)
 部会員 芝田 麻里 (64期)

ここでは、現実の動物との関わりの中で、動愛法と弁護士業務が関連する場面や問題点等についてみていきたい。

1 弁護士業務との関係

(1) 多頭飼育崩壊

近年、相談も多く、また実際にトラブルに発展する場面が多いのは、多頭飼育の問題である。自身が多頭飼育状態に陥ってしまった人、近隣にそういう人がいて異臭、騒音等で困っている人、またそういう事例が発覚して対応の必要性に直面している動物愛護団体等、それぞれの立場から相談が持ち込まれる。

まず、多頭飼育崩壊というのは、法44条2項の虐待や遺棄に当たる可能性がある状態である。また、新37条1項では、「犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼育を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない」とされている。つまり、犬や猫の数が増えすぎて良好な飼育環境に支障が生じることのないよう、不妊去勢手術を施すべく義務が規定されているのである。したがって、虐待や遺棄とまではいえないとしても、そこに至る過程に違法性を指摘できる可能性がある。

しかしながら、実はこれが容易ではない。

多頭飼育状態を解消するためには、その犬猫を引き受けてくれる、いわゆる里親を探す必要がある。そのためには、一般に愛護センターや動物愛護団体の力を借りることが現実的であるが、愛護センターに引き取ってもらうという場合、一定期間内に里親

が見つからなければ、殺処分されてしまう可能性があることを忘れてはならない。自治体によって方針に違いがあるので、それを確認することは不可欠である。

(2) 遺棄と所有権

「里親を見つける」という以前に問題となるのは、所有者が動物の引渡しに応じるかどうかである。所有者のキャパシティを超えていて、適正飼養というにはほど遠い状態にあるにもかかわらず（完全に「遺棄」といえる状況であってさえも）、自分の物だと主張し、頑として説得に応じないという事例は少なくない。部屋中が何十匹もの犬や猫に占拠され、その犬猫たちへの食事も不十分で、やせ細ったり、病気が蔓延したりしているにもかかわらず、一匹たりとも保護することに同意しないということさえある。

ここに動愛法の一つの課題がある。狂犬病予防法違反等を含む違法状態であっても、所有権を喪失させることができる根拠は存在しないのだ。したがって、現状では、所有者を根気よく説得するしかないが、今後は違法状態と認定される場合には、所有権を一時停止する等の法改正が検討されるべきであろう。

(3) ペットショップ

登録制となっている第一種動物取扱業者であるブリーダーやペットショップが動物を虐待状態にしていると報告や告発は後を絶たない。事業者としては、利益を上げるためにコストを下げようとすることは、通常の経済活動といえるものの、そのしわ寄せがもの言えぬ動物たちに集中する結果、動物が劣悪な飼育環境に押し込められたり、パピーミル（子犬工場）と呼ばれる無謀な繁殖を強いられるケースが常態化する。



福井県坂井市の繁殖場 2017年12月（提供：日本動物福祉協会）

動愛法では、飼養施設や飼養環境について、省令で定めるよう規定しているが、その基準は極めてあいまいで、どのような状態であれば適法あるいは違法となるかの判断が容易ではない。

例えば、登録に際して、「動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき」、「環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき」、「犬猫等健康安全計画が・・・終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき」等の場合は、「登録を拒否しなければならない」とされている（法12条1項）。

しかし、同条項に対応する施行規則を見ると、「飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準」として「床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であること」、「飼養又は保管をする動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、その逸走を防止することができる構造及び強度であること」、「飼養施設及びこれに備える設備等は、事業の実施に必要な規模であること」、「飼養施設は、動物の飼養又は保管に係る作業の実施に必要な空間を確保していること」、「構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不適切なものでないこと」などと抽象的な基準が示されているだけである（施行規則3条2項）。

同様に、法12条1項に規定する「動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するために必要なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなったとき」、「飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合しなくなったとき」等には、「登録を取り消し・・・業務の全部若しくは一部の停止

を命ずることができる」と、業務停止や登録取消しの規定があるが（法19条1項）、これに対応する「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」（環境省告示）においても、飼養施設の構造及び規模として、「ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする」と等と書かれているのみである（同細目3条1号）。

その結果、市民による要請があっても、行政はなかなか動こうとはせず、実際に登録の取消しとなった事例は皆無という結果になっている。前述のとおり、今回の法改正で、法21条1項の遵守基準（飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等）はできる限り具体化したものでなければならないとの改正が行われ、数値規制が取り入れられることになったため、環境省が適切な省令を定めるかどうか、法改正が骨抜きにされないよう注視していくことが重要であろう。

（4）動物愛護団体

動物愛護団体においても、キャパシティを超える数の動物を受け入れ、その結果、劣悪な環境で動物を飼育しているという事例が増加している。

動物愛護団体は、第二種動物取扱業者に分類されており、第一種と同様の基準により、行政指導や措置命令等の規定があり、命令に従わない場合には罰金の罰則に処せられることになっている（法46条4号、24条の4、23条）。しかし、届出制であるため、登録取消しのように団体の活動自体を規制することはできず、実際に告発等に対する行政の対応は極めて鈍いと言わざるを得ない。

また、第二種として届出をしておきながら、実際

には明らかに営利を追求していると思われる団体も存在する。

このようなことから、動物愛護団体等であっても、第一種同様、登録制を採用すべきとの強い意見も見られるようになっている。

(5) 虐待動画

インターネット上の動画共有サイトで、動物を虐待したり、殺害する様子を配信するという新しいタイプの犯罪が増加している。「生き物苦手板」という掲示板を利用した事件がよく知られているが、子猫や子犬を虐待して悲鳴を上げさせ、その行為を絶賛する声が寄せられるという異常さである。このような犯罪については、法44条の動物虐待罪と比べても、必然的に公然性という要件が付加され、被侵害利益も社会的影響も大きくなることから、特に重い刑罰を科すような法改正もあり得るであろう。また、これを絶賛する人々についても、犯罪を助長する意味合いがあり、従犯として処罰する可能性の検討も求められている。

いずれにせよ、このような犯罪についての相談があれば、投稿者を特定し、告発をすることは、弁護士として役割を果たすことが可能であろう。

(6) ペット信託

高齢者にとって、犬や猫と生活する意義は大きい。一人暮らしであればもちろん、子どもが独り立ちした老夫婦などにとっても、動物と暮らすことは様々な意味で生活に張り潤いをもたらすことが期待される。

ところが、動物を保護し里親を募集している団体に犬猫をもらい受けようと申込みをしても、60歳以上の場合、その年齢を理由に断られることが少なく

ない。動物の終生飼養を重視する愛護団体は、里親が先に死亡する場合のことを憂慮するのである。しかし、その結果、動物と暮らすことを希望する高齢者がペットショップへ向かうということになれば、本末転倒ということにならないだろうか。

そこで最近、話題になっているのが、いわゆるペット信託という方法である。里親が先に死亡した場合に備え、一定の金銭とともに動物の余生を引き受けるという契約を予めしておくということで、その引受先は親族であったり、愛護団体や老犬ホームであったりする。法律構成としては信託に限らず様々な形が考えられるが、今後、需要が大きくなっていくことは間違いない。弁護士としての新たな発想と役割が期待される分野である。

(鳥 昭宏)

(7) その他

離婚の際に、夫婦で飼っていたペットを自分が引き取りたいと依頼者から望まれることが考えられる。法的には動物は「物」と扱われている以上、婚姻中に購入された動物は財産分与の対象ということになるのであろうが、命ある動物を他の財産と同様に扱うことは妥当ではなく、どちらが引き取るかの話し合いの場では動物の利益も考慮されなければならない。動物の引取りについては基本的には当事者間の話し合いで決めることが望ましいのであろうが、どうしても話し合いがまとまらないときの裁判所の判断基準については不明である。動物愛護の観点からは、現状維持を重視するのではなく、今後どちらと生活を共にすることがより動物に望ましいか等によっても判断する運用が確立してほしいものである。

また、例えば弁護士として接見に行ったときに、被疑者・被告人からペットの世話を頼まれる可能性

がある。世話を頼める親族や友人等がいればいいが、そのような状況になく自身が餌をやりに行った経験がある弁護士もいるようだ。また、警察が動物を連れて行って一時的に保護してくれることもあると聞く。弁護人には被疑者・被告人のペットの世話をする義務はないものの、その要請を拒絶したり、逆に善意で行ったことが原因で後に被疑者・被告人とのトラブルになることも考えられるが、このままでは動物が餓死してしまうのではないかとすると、どうすべきか悩む場面もあろう。弁護士個人では対応が難しい問題である。

(山崎 真一郎)

2 今後の課題

(1) 産業動物

ア 定義

動愛法上、産業動物の定義はなく、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」(1987年10月9日付総理府告示第22号)によると、産業動物とは、「産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管しているほ乳類及び鳥類に属する動物」とされている。これには畜産動物が含まれる。

イ 産業動物に関する法令等

動愛法には産業動物のみを対象とした特別の条文はないが、法7条の動物の所有者又は占有者の責務に関する条文や、法40条の動物を殺す場合の方法に関する条文などが適用される。ただし、食肉となる畜産動物については、食用という目的であることから、法7条4項に規定する終生飼養義務は課されない。

法7条に基づくガイドラインとして、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」(前出)、同法40条に基づくガイドラインとして、「動物の殺処分方法に関する指針」が定められている。

そのほかにも、化製場等に関する法律(化製場とは、死亡した家畜の死体などを処理する施設の総称)、家畜商法、家畜伝染病予防法、と畜場法などの法律も存在する。

ウ 課題

消費者の関心の高まりや海外の動向が影響し、畜産動物については、近年アニマルウェルフェア(Animal Welfare。「動物福祉」と訳されることが多いが、正確を期するためここでは以下「AW」という)に配慮した飼養管理を行うことが求められている。AWとは、「動物が生活及び死亡する環境と関連する動物の身体的及び心理的状态」と定義されている(国際獣疫事務局(OIE)の勧告による)。簡単にいうと、家畜を快適な環境下で飼育し、家畜のストレスや疾病を減らそうという考えである。

最近では、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックの選手村や競技会場で使用される食材の調達基準に対し、米国のメダリストなどが、卵や肉などの畜産物の基準がAWの観点から低水準であると抗議したことでも話題となった。

AWへの配慮は日本でも高まっており、農水省は、畜産動物に関して、肉用牛、乳用牛、採卵鶏、ブロイラー、豚、牛という各畜種ごとに、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」(公益社団法人畜産技術協会、公益社団法人日本馬事協会公表)をホームページ上に掲載し^{*1}、改訂を重ねている。2019年6月には、「家畜の輸送に

*1 : http://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/animal_welfare.html

関する指針」及び「家畜の農場内における殺処分に関する指針」も追加された。さらに、農水省は、AWに配慮した飼養管理方法を広く普及・定着させるため、「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」（2017年11月15日付農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）、「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理等」（2019年6月同課）を策定している。

今後も、世界を先導するOIEの基準等を参考に、この飼養管理指針の内容が妥当かどうか検討を継続する必要がある。また、飼養管理指針が履行されるための仕組みを構築することも必要であろう。それと同時に、AWの配慮を実現するには、消費者の理解が必要不可欠である。畜産動物は、消費者に供給されるために飼養管理されているのであり、消費者も無関係ではない。購入しようとする肉や卵のトレーサビリティを意識する等、我々消費者もAWに配慮するためにできることを考えるべきであろう。

（片口 浩子）

（2）実験動物

ア 定義

「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」*2（2006年4月28日付環境省告示第88号）において、実験動物とは「実験等の利用に供するため、施設で飼養又は保管をしている哺乳（ほ）乳類、鳥類又は爬（は）虫類に属する動物（施設に導入するために輸送中のものを含む。）をいう」とされている。

イ 実験動物に関する法令等

動愛法上、実験動物について定めた規定は第41

条のみである。

法41条は、動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、できる限り動物実験ではない方法を利用すること、できる限り動物実験を行う動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとし（同条1項）、動物実験をする際には、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないこと（同条2項）、実験動物が回復の見込みのない状態に陥っている場合には、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によってその動物を処分しなければならないこと（同条3項）を定めている。これは、動物実験における3Rの原則（Replacement：代替法の利用、Reduction：使用動物数の削減、Refinement：苦痛の軽減）を明文で定めたものである。

動物実験における3Rの原則は、1959年にイギリスの学者によって提唱された原則であり、欧米諸国を中心に広く承認され、法制化されている。日本の動愛法では、それまで苦痛の軽減についてのみ定められていたが、2005年改正時に41条1項が定められ、3つの原則が全て明文化されるに至っている。ただし、第1項については、配慮することが求められるにとどまっており、これについても義務化が求められている。

法41条は第4項として、苦痛の軽減（法41条2項、同3項）に関し環境大臣が基準を定めることができる定めている。環境省は、同法に基づき、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（前出）を定めている。同基準は苦痛の軽減に関する基準の他に実験動物が健康・安全に飼養・

* 2： https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/nt_h180428_88.html

保管されるための基準も定めている。

このほか、実験動物の適正な利用（動物実験）については、文部科学省、厚生労働省、農林水産省がそれぞれ動物実験基本指針を定めているほか、日本学術会議も「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」*3（2006年6月1日）を定めている。いずれの指針も、動物実験を行う研究機関は、動物実験を行う際には、動物実験計画を作成し、研究機関内に設けられた動物実験委員会が、同計画について法令等に適合したものであるかを審査するよう求めている。

ウ 課題

上記のとおり、動愛法では、実験動物について3Rの原則を一応、明文化しており、同法に基づき、関係各省が基準、基本指針を定めている。

しかし、実験動物の取扱施設については、動愛法上の動物取扱業者とはなっておらず、届出制の対象とはなっていない。したがって、実験動物の取扱施設数や実験動物の飼育、利用頭数を国及び国民が把握できない状況、すなわちブラックボックスになっている。このような状況では、3Rの原則が定められていたとしても、実際の動物実験の場面において、法律に則った取扱いがなされているか、国及び国民が検証することは不可能である。

欧州では、動物実験を行う施設については、国の認定が必要とされたり、実験者について免許制がとられるなど、適切な動物実験の実施のための体制を国が管理する体制が主流となっている。これに対し、日本では、自主規制に頼らざるを得ない状況が継続している。

今回の法改正では実験動物に関する規定について改正はなかったが、今後も動物実験について自主規制にまかせるだけで十分か、届出制や免許制の導入の是非について議論を継続することが必要である。

（吉田 理人）

(3) 展示動物

ア 定義

展示動物についても、動愛法ではなく、「展示動物の飼養及び保管に関する基準」*4（2004年4月30日付環境省告示第33号）（以下「展示動物に関する基準」という）において、以下のように説明されている。

- (ア) 動物園動物：動物園、水族館、植物園、公園等における常設又は仮設の施設において飼養及び保管する動物。
- (イ) 触れ合い動物：人との触れ合いの機会の提供、興行又は客寄せを目的として飼養及び保管する動物。サーカスにおいて展示される動物や猫カフェ等動物との触れ合いを目的として展示されている動物がこれに当たる。
- (ウ) 販売動物：販売又は販売を目的とした繁殖等を行うために飼養及び保管する動物。ペットショップで展示されている動物であって、消費者に購入される前の動物がこれに当たる。
- (エ) 撮影動物：商業的な撮影に使用し、又は提供するために飼養及び保管する動物。

イ 展示動物に関する法令等

法10条は、展示動物を営利目的で展示する者は第一種動物取扱業に当たり、第一種動物取扱業を

* 3 : https://www.lifescience.mext.go.jp/policies/pdf/an_material003.pdf

* 4 : <http://www.env.go.jp/hourei/18/000273.html>

営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないと規定している。そして、登録申請の際、及び5年ごとの登録更新の申請の際、当該第一種動物取扱業を営もうとする者の業務が「動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準」に適合しているかどうかについて審査を受ける（法10条1項、12条1項、13条1項）。また、登録申請及び更新申請以外であっても、省令で定める基準に適合しなくなったときは登録取消しの対象となり、あるいは6月以内の期間を定めて業務停止処分を受けることがある（法19条1項）。この登録拒否事由は、2019年6月に行われた動愛法の改正において従来より大幅に拡充された。

省令は、登録の要件について、動物を保管、飼養、展示する設備等について、飼養施設の平面図及び飼養施設付近の見取図の提出を求める等（施行規則2条2項4号）、詳細に定めている。

その他、「展示動物に関する基準」（前出）が、展示動物の飼養及び保管の方法、施設の構造等、飼養保管者の教育訓練等について定めている。

ウ 課題

ここでは動物園動物の課題について絞ってみたい。

従前、動物園の存在自体が社会的に問題あるものとして話題となることは多くはなかった。動物園は子どもたちにとって、野生動物や大型動物を間近に見ることのできる場所として、当然あるべき存在だと思われてきた。

他方で、動物園で動物を展示することについて「動物虐待」とあるという指摘がある。動物は開園時間の間中、来園者の視線にさらされ、行動を制約

される。狭い檻の中で常同行動を繰り返す。本来暮らすべき場所とはかけ離れた気候や環境の中での生活を強いられる。そこまで動物たちを犠牲にして動物園は存在する意味があるのか、という指摘である。

このような意識の高まりを受けて、動物園関係者らもその存在意義について真剣に議論するようになり、動物園は、希少動物の保護や生態の研究、種の保存、環境教育といった機能を果たすべく著しい進化を見せつつある。

動物たちのストレスを和らげるために「行動展示」という方法も一般化しつつある。簡単にいえば、「動物の習性に配慮した展示方法」である。かつては、動物園と言えば、動物が入っている檻があり、その檻の外から人間が動物を眺めるというものであった。檻には大小はあったが、多くの場合、来場者が動物をよく見えるように、動物の隠れ場所等は最小限であり、動物が遊ぶためのタイヤなどが幾つか転がされているとしても、来場者の視界から動物が消えてしまうような樹木や池などはあまり配置されていなかった。ところが「行動展示」が展示方法として浸透し始め、ここ10年ほどで動物園における動物の展示方法は一変した。そこでは、いかに動物の習性を活かし、動物が自然に近い環境で伸び伸びと生活をしている様子を展示することが重視される。来場者にとって動物が多少見にくくても、「自然に近い環境」としてやむを得ないと考えるのである。例えば、上野動物園では、広いトラの展示スペースは森を擬して作られており、人はその森を訪問し、外から覗く。トラは水辺で遊んでいるかもしれないし、森の木の陰で見にくいことがあるかもしれない。檻の中の固いコンクリートの床の上に動物が座っていたかつてのイメージからは程遠い。

動物園が身近な存在としてあり、休日には子どもを連れて動物園に行き、動物と触れ合う。それによって単に楽しい時間を過ごすだけではなく、動物全体に対する愛情を深め、豊かな人間性を育てるかもしれないし、動物の習性や生息環境について触れることによって地球環境全体への意識を高めることができるかもしれない。

動物園における動物が可能な限り苦痛を感じることをないよう配慮しながら、人間と動物の共生のためにどうあるべきかを常に考え続けることが必要であろう。

(芝田 麻里)

(4) 保護法益

ア 動愛法では、動物取扱業者に様々な規制をかけることで営業の自由を制約し、動物虐待関連犯罪において懲役を含む罰則を規定している。今回の改正では、前述のとおり8週齢規制や飼養施設の数値規制が導入され、殺傷罪では懲役刑の長期が2年以下から5年以下に引き上げられるなど、規制強化及び厳罰化が大きく進んだといえる。しかし、動物愛護団体などの人々からは、さらなる規制を求める声が大きく、次回の改正に向けて数多くの意見が出されている。このような規制を実現するためには、そのために保護される法益がいかなるものかを考える必要がある。その法益とは、いうまでもなく動物の生命、身体というものではあり得ず、人間の権利ないし利益に関連付けなければならない。

この点について、一橋大学の青木人志教授は、『日本の動物法』（東京大学出版会）の中で、公衆性を要件とせず、また自身が所有する動物を虐待しても成立する動物虐待関連犯罪を例に挙げ

て、「動物を行為の直接の客体として、動物への殺傷行為や虐待行為や遺棄行為を処罰するものではあるが、その保護法益は動物そのものではない」とした上で、これらの犯罪の保護法益を考えるに当たっては、動愛法の目的規定である1条を参照すべきとして、「『動物を愛護する気風という良俗』（動物愛護の良俗）に求めるのが妥当だろう」と述べている。

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

動物愛護においても、健全な風俗とか、よい慣習というような意味である「良俗」を維持することが、人にとっての利益だと考えようというわけである。

イ 以下は私見であるが、一步進めて、「動物共生権」という新しい人権についての議論を始めてはどうかと考えている。動愛法の目的も、結局のところ、「人と動物の共生する社会の実現を図る」ことである。動物との関わりを避けることのできない人間にとって、動物の命を尊重し、良好な関係を築き上げることは、より豊かな人間社会を創っていく上で極めて重要なことといえるのであり、人と動物の共生する社会で暮らすことは、もはや国民

一人ひとりにとっての権利だと考えることは、特に突飛な発想とは言えないと考える。憲法13条及び25条から導かれると主張される環境権や人格権に包摂される権利として、議論を深められないだろうか。

ウ 動物共生権の議論の出発点として、人と動物の共生する社会とは、どんな社会なのかを考える必要がある。そのヒントは、イギリスの畜産動物福祉協議会（FAWC）によって1980年代半ばから90年代前半にかけて整理され、動物福祉（Animal Welfare）について定式化されたいわゆる「5つの自由」（Five Freedoms）に求めることができそうである。

- ① 十分な健康と活力を維持するための新鮮な水と食餌の提供による「飢えと渇きからの自由」
- ② 風雨からの退避施設や快適な休息場所を含む適切な環境の提供による「不快からの自由」
- ③ 予防や迅速な診断と処置による「苦痛、傷害、疾病からの自由」
- ④ 十分な空間と適切な施設で同一種の仲間とともに過ごすことによる「正常な行動を発現する自由」
- ⑤ 心理的な苦痛を回避する条件と取り扱い方を確保することによる「恐怖や不安からの自由」

これらの福祉原則は、今ではイギリスの「2006年動物福祉法」にも、畜産動物に限らず人間以外の脊椎動物全体について妥当する基本的ルールとして取り込まれている。日本の動愛法におい

ても、2012年改正で、第2条の基本原則に2項が追加されたことで、「恐怖や不安からの自由」を除く4つの自由の趣旨が明記されたといわれており、もはや世界的にも承認されていると言っていい。

したがって、理念的にいえば、この「5つの自由」が、動物との共生を判断するための重要な指標となると考えていいだろう。それを前提として、具体的な社会の在り方の議論を深めていくことができれば、動物共生権の実現へと近づいていくものと思われる。

エ 動物共生権が認められれば、業者へのさらなる規制の根拠となるだけではなく、例えば、動物愛護団体等が、劣悪な環境で飼育されている動物の存在が自己の動物共生権を侵害しているとして、飼育環境の改善を求めることも理論的にはあり得るだろう。同様に、必要最小限を超えるような動物実験を減らすよう求める訴訟を提起することも可能になるかもしれない。

法技術的にはいくつかの困難なハードルがあるが、このような議論を始めることが、少なくとも、人と動物の共生する社会の実現に寄与することになるのではないかと考えている。（あくまでも当会公害・環境特別委員会の公式見解ではなく、私見であることをお断りしておく。）

（島 昭宏）

